

AEO 事業者 各位

AEO 事業者連絡協議会分科会（京浜地区）の開催について（御案内）

AEO 事業者連絡協議会参加の皆様方には、日頃から弊協会の事業活動に対し、深いご理解と御支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、京浜地区（北海道及び東北地区を含む。）における分科会を下記のとおり開催致したく、ご案内申し上げます。

なお、東海地区、関西地区（12 月予定）、九州・沖縄地区（1 月予定）における分科会については、改めて御案内させていただきます。

記

1. 開催日時：平成 29 年 11 月 27 日（月曜日）

- (1) 製造・輸出入事業者分科会：10 時から 12 時まで  
(AEO 輸出者・AEO 輸入者・AEO 製造者を対象としたもの)
- (2) 通関・物流事業者分科会：14 時から 16 時まで  
(AEO 通関業者・AEO 倉庫業者・AEO 運送者を対象としたもの)

2. 開催場所：連合会館 大会議室

東京都千代田区神田駿河台 3-2-11  
(<http://rengokaikan.jp/access/index.html>)

3. 議題等

- (1) 最近の AEO を取り巻く環境の変化【関税局・税関】  
最近の関税行政/申告官署の自由化について(仮題)  
事故事例等について
- (2) 業界の動きその他活用事例紹介等【AEO 事業者】
- (3) AEO 制度の一層の活用策、改善策等について（意見交換）
- (4) 検討会報告等

4. その他【事務局】

- ① AEO 事業者の研修について（別紙参照）
- ② 連絡事項等

5. 参加申し込み方法

- (1) AEO 事業者連絡協議会参加登録済みの皆様には、ご登録頂いた担当者様あて、既に E メールによりご連絡申し上げますので、そちらからお申し込み下さい。
- (2) AEO 事業者連絡協議会に未登録の方で、参加を希望される方は、本件担当 ([jtas\\_aeo@kanzei.or.jp](mailto:jtas_aeo@kanzei.or.jp))までご連絡下さいますようお願い致します。

## 【別紙】

### AEO 事業者研修について

#### 1. 目的

AEO 事業者には貨物の安全管理と法令遵守を確保するため、従業員に対し、定期的かつ継続的に研修を行うことが義務づけられていますが、「どのような内容の研修を行えば良いかわからない」「社内では満足な研修を行えていない」といった声をこれまでの分科会、連絡協議会等を通して数多くいただいております。

今般、日本関税協会では、こういった多くの AEO 事業者様の悩みを解消すべく、新しく「AEO 研修」をご用意いたしました。

AEO 研修は、適正通関に必要な基礎的な知識及び AEO 制度に関する必要な情報から構成されており、税関研修所の教官を務めた実務経験豊富な講師が分かりやすく丁寧に研修を行います。

ぜひご活用ください。

#### 2. 研修内容

9 時 30 分～17 時(途中休憩を含む)

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 1. 税関手続の概要 (40 分) | 4. 輸出通関手続 (40 分)           |
| 2. 保税地域及び運送(40 分) | 5. 認定事業者(AEO)制度について(120 分) |
| 3. 輸入通関手続 (90 分)  | 6. 非違事例・推奨事例及び質疑応答 (50 分)  |
- (時間配分は一応の目安です。)

#### 3. 受講料

一般価格:18,000 円/名 (教材費・消費税込)

会員価格:13,000 円/名 (教材費・消費税込)

(会員:研修当日において、日本関税協会賛助会員、貿易実務部会員又はCIPIC会員  
いずれかの会員資格を有している方)

#### 4. 開催予定等

第一回 AEO 研修は 11 月 7 日に開催(定員 30 名を予定)。今後、東海地区、関西地区においても随時開催予定。(詳細については決まり次第、日本関税協会ホームページに掲載。協議会参加メンバーの方にはメールでもご案内いたします。)

また、2018 年からは各企業様毎に内容をカスタマイズした個別研修も開催を予定しております。ご質問、御依頼等につきましては下記メールアドレスまでお問い合わせください。

【担当者: 調査・研究グループ担当 芦村 TEL:03-6826-1433 メール:jtas\_aeo@kanzei.or.jp】